

# 入 札 説 明 書

件名 R6 霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託

令和6年12月

霧島市役所建設部建築住宅課

## 入札説明書

令和6年12月17日付けで公告（令和6年告示第 号。以下「入札公告」という。）した霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 R6霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託
- (2) 委託内容 別添、特記仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）
- (3) 委託期間 令和7年1月30日から令和7年5月30日 まで
- (4) 委託場所 仕様書のとおり。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、入札公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。
- (2) 鹿児島県内に本社・本店・支店・営業所を置き、霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成17年霧島市告示第36号）により入札参加資格を有し、「環境調査」の希望を申請していること。  
もしくは、霧島市物品調達等に係る指名競争入札等参加資格審査要綱（平成17年霧島市告示第37号）による入札参加資格を、3（3）の入札参加資格確認書類の提出日までに有し、「環境調査」の希望を申請していること。
- (3) 霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）による指名停止を受けていないこと。もしくは、霧島市物品調達等に係る指名停止要綱（平成17年霧島市告示第38号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 平成26年4月1日から公告日までの間において、国又は地方公共団体が発注した土壌汚染調査業務を元請として履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者および担当技術者を当該業務に配置できること。  
なお、主任技術者と担当技術者は兼任できない。

- ①主任技術者は土壌汚染調査技術管理者の資格を有するものであること。
- ②直接的かつ恒常的な雇用関係があるもの。

### 3 入札参加資格の確認及び結果通知

この入札に参加する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

#### (1) 提出書類

- ①一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③（6）に掲げる書類一式

#### (2) 提出部数

1部

#### (3) 提出期限

令和7年1月10日（金）午後5時まで

#### (4) 提出場所

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市役所 建設部 建築住宅課 建築第1グループ

#### (5) 提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）とし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。）とする。

#### (6) 添付書類は次に掲げるところに従い作成すること。

- ①土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であることわかる書類の写し
- ②上記2（6）に掲げる業務実績  
業務実績を様式3に記載し、その履行が判断できる書類の写しを添付（契約書等）
- ③上記2（7）に掲げる配置技術者  
配置予定の技術者名を様式4に記載し、下記の書類を添付すること。
  - ・主任技術者の資格保有の判断できる書類の写し
  - ・直接的かつ恒常的な雇用関係の判断できる書類

#### (7) 確認結果の通知

申請者には、令和7年1月17日（金）までに通知する。

#### 4 質問・回答

入札説明書及び別添仕様書に関し、不明な点がある場合は質問書（様式5）により提出すること。

(1) 提出期間

令和6年12月17日（火）から令和6年12月27日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール又はFAX（必ず電話で受信確認を行うこと。）

(3) 回答方法

令和7年1月8日（水）午後5時までに、質問者名を伏せて、全質問の回答を集約したものを霧島市ホームページ上で回答する。質問が無かった場合は、その旨を掲載する。なお、回答に対する再質問は受付けない。

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和7年1月23日（木）午前10時00分から

(2) 入札及び開札の場所

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所 国分庁舎別館4階 4-4会議室

#### 6 入札説明会

実施しない。

#### 7 入札内訳書の提出

(1) 入札に際して、入札金額の算定基礎となった入札内訳書（様式6）を提出すること。

#### 8 入札の方法

(1) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式8）を提出しなければならない。

(2) 入札金額の記入は、算用数字を使用しなければならない。

(3) 入札に際しては、入札内訳書を同封して提出しなければならない。

(4) 入札者は、提出した入札書の書き換え、引替え、又は撤回することができない。

(5) 再度入札は、最大1回までとする。

(6) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

## 9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 入札金額と7に規定する入札内訳書に記載された金額とが異なる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を「6入札及び開札の日時及び場所」に記載された日時までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が過去2か年の間に国（公社及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

### (2) 契約保証金

契約金額の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、霧島市契約規則第37条の各号のいずれかに該当する場合には契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 11 落札者の決定方法

- (1) 霧島市契約規則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 12 契約書の提出

落札者は、落札決定の日から 7 日以内（最終日が霧島市の休日を定める条例（平成 17 年霧島市条例第 2 号）第 1 条第 1 項の規定に定める休日の場合は、その翌日）に契約書の案に記名押印し、提出しなければならない。

提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

## 13 支払い条件

完了検査後、一括払いとする。

## 14 その他

- (1) 当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方の負担とする。
- (2) 参加資格確認書類 様式 4 に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 提出された各種書類の差替え、追加、再提出を認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。

## 15 問い合わせ先・提出先

〒899-4332

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市役所 建設部 建築住宅課 建築第 1 グループ

TEL 0995-45-5111（内線 2831・2832）

FAX 0995-46-0566

E-Mail kentikujuutaku@city-kirishima.jp